

# 生活支援サービス契約書

社会医療法人 若竹会  
サービス付き高齢者向け住宅  
メディカルホームセントラル南馬込

## 生活支援サービス契約書

社会医療法人 若竹会 (以下「甲」という)と\_\_\_\_\_ (以下「乙」という)とは、賃貸借の目的である建物「メディカルホームセントラル南馬込(東京都大田区南馬込3丁目25番5号)」(サービス付き高齢者向け住宅)における乙に提供する生活支援サービスについて、次のとおり契約を締結します。

### 第1条(契約の目的)

甲は、乙が安全かつ安心して主体的に生活を継続できるよう、乙に対し、サービス付き高齢者向け住宅「メディカルホームセントラル南馬込」における基本サービス(必須サービス)を提供するとともに、乙の希望に応じて、オプションサービス(選択サービス)を提供することを約し、乙は、その対価として第4条に定めるサービス料金を甲に支払うことを約束します。

### 第2条(生活支援サービスの内容)

甲が本契約に基づき提供する生活支援サービスは①基本サービス②オプションサービスの2種類からなり、内容の詳細は、生活支援サービス重要事項説明書(以下「重要事項説明書」という)に記載します。生活支援サービス(基本サービス)はメディカルホームセントラル南馬込との賃貸借契約を結ぶにあたり、必須項目となります。

### 第3条(サービス提供の記録)

- 1 甲は、乙の希望に提供するオプションサービスについては、月毎にその提供の実績を、翌月15日までに、乙に対し書面により提示し、確認を受けることとします。
- 2 甲は、高齢者の居住の安定確保に関する法律第19条の規定に基づき、サービスの提供に関する諸記録を作成し、各事業年度終了後2年間保存します。
- 3 乙は、甲において、乙に関する第2項の諸記録を閲覧できます。

### 第4条(サービス料金等)

- 1 基本サービス(安否確認、生活相談、健康相談、集団的に行われるケア、アクティビティー、軽介助、緊急時対応、フロントサービス)の料金は、月額金 42,000 円(消費税別)とし、1か月に満たない期間のサービス料金については、1か月を30日として日割計算した額とします。  
※基本サービス内容詳細は重要事項説明書に記載。
- 2 オプションサービスの料金については、重要事項説明書に記載した料金を基に月単位で計算します。
- 3 乙は、乙が依頼したサービスをキャンセルした場合、名目の如何を問わず、甲またはサービス提供事業者等への金銭の支払義務が発生した場合は、実費負担分 100%を支払うものとします。

#### 第5条(サービス料金の変更)

甲は、消費者物価指数、雇用情勢、その他の経済事情の変動により利用料金が不相当になった場合には、甲乙協議の上で、利用料金を変更することができます。

#### 第6条(サービス料金の支払)

- 1 第4条第1項に定める基本サービスの料金について、甲は請求書に翌月分の明細を付して毎月15日までに乙に請求し、乙は、当月27日までに甲へ口座振替の方法で支払います。
- 2 乙が途中で本契約を解除した場合、1か月を30日として日割り計算の方法により甲が精算します。
- 3 第4条第2項に定めるオプションサービスの料金について、甲は請求書に前月分の明細を付して毎月15日までに乙に請求し、乙は、当月27日までに口座振替の方法で甲へ支払います。
- 4 口座振替ができなかった場合、口座振込にて支払います。その際の振込手数料は乙の負担とします。

銀行名： きらぼし銀行 本店営業部

口座番号： 普通 5024176

名義人： 社会医療法人若竹会 理事長 金子 洋子

5 甲は、乙から料金の支払を受けたときは、乙に領収書を発行します。なお、口座振替及び口座振込にて支払った料金については、振込用紙の控えをもって領収書にかえることを乙は予め承諾するものとする。

#### 第7条(有効期間)

- 1 本契約の有効期間は、本契約成立の日から2年とします。ただし、事由の如何を問わずメディカルホームセントラル南馬込における賃貸借契約が終了したとき及び乙が死亡したときは、本契約も終了します。
- 2 契約期間満了日の30日前までに、乙または乙の代理人又は連帯保証人から書面による契約解除の申し出がない場合、本契約は自動更新され、更新後の契約期間は2年とします。

#### 第8条(事業者からの契約解除)

- 1 甲は、乙の行動が他の入居者の生命に危害を及ぼす恐れがあり、かつ通常的生活支援方法では、これを防止することができず、本契約を将来にわたって継続することが社会通念上著しく困難であると考えられる場合に、本契約を解除することができます。
- 2 前項の場合、事業者は次の手続を行います。
  - ①一定の観察期間をおくこと。
  - ②主治医及び生活支援サービス提供スタッフ等の意見を聴くこと。
  - ③契約解除の通告について30日の予告期間をおくこと。
  - ④前号の通告に先立ち、入居者本人の意思を確認すること。
- 3 甲は、乙が正当な理由なく甲に支払うべきサービス利用料を3か月以上滞納した場合において、乙に対し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、なお期間内に滞納額の全額の

支払いがないときは、この契約を解除することがあります。

#### 第9条(利用者からの中途解約)

- 1 乙は、甲に対して、30日の予告期間において文書で通知することにより、本契約を解約することができます。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約の申入れの日から30日分の基本サービスの料金を甲に支払うことにより、解約の申入れの日から起算して30日を経過する日までの間、随時に本契約を解約することができます。
- 3 入居者が、入居日から入居月の翌月末日までの日をもって、本契約を解約する場合には前各項の規定は適用されません。この場合、入居者は解約の申し入れを行うことにより、解約の申し入れの日から入居月の翌月末日までの間、随時に本契約を解約することができます。

#### 第10条(秘密保持)

- 1 甲及びその従業者は、生活支援サービスを提供する上で知り得た乙及びその家族等に関する秘密を第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様とします。
- 2 前項の定めに関わらず、乙の個人情報を提供する必要がある場合は、必要の都度、乙の同意を得るものとします。
- 3 入居者及びその家族等の個人情報に関する取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年東京都条例130号)を遵守します。

#### 第11条(緊急時の対応等)

甲は、生活支援サービスを利用している乙に緊急な事態が生じた場合又は必要があると判断した場合は、緊急時マニュアルに応じて対応し、必要な措置を講じます。

#### 第12条(賠償責任)

甲は、生活支援サービスの提供に伴って、甲の責めに帰すべき事由により乙の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合は、乙に対してその損害を賠償します。ただし、乙に過失がある場合には、損害賠償額を減ずることができます。

#### 第13条(相談・苦情対応)

- 1 甲は窓口を設置し、乙の相談、生活支援サービス事業に係る要望、苦情等に対し、誠実かつ迅速に対応します。
- 2 甲は、乙が前項の苦情申立てを行ったことを理由として、乙に対して何らの差別待遇をしないものとします。

#### 第14条(重要事項説明確認)

契約の締結に当たり、甲は乙に対し、別に作成する重要事項説明書に基づき重要な事項の説明を行い、乙はその内容を了承したものとします。

#### 第15条(連帯保証人)

- 1 乙は、本契約締結時に連帯保証人(以下「丙」という)を定めるものとします。
- 2 丙は乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとします。負担額は極度額 30万円とします。
- 3 乙は、第1項に規程する丙に支障が生じたときには、直ちに甲にその旨を届け出るとともに、甲の承認を得て新に連帯保証人を定めるものとします。
- 4 丙は住所・電話番号等の変更事項が生じた場合、直ちにその旨を甲に届けるものとします。
- 5 丙が負担する債務の元本は、乙又は丙が死亡したときに、確定するものとする。
- 6 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、生活支援サービス費の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。

#### 第16条(本契約に定めのない事項)

- 1 甲及び乙は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項、又は本契約の解釈に疑義が生じた場合は民法その他の法令及び慣行に従い、甲及び乙が誠意を持って協議し、解決するものとします。

#### 第17条(合意管轄)

本契約に関して訴訟の必要が生じたときは、本建物の所在地を管轄する地方裁判所を第一審管轄裁判所とします。

前記の契約を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙記名押印の上、その1通を保有するものとします。

令和 5年 月 日

甲(登録事業者)

<住所> 茨城県牛久市柏田町 1589-3

<氏名> 社会医療法人 若竹会  
理事長 金子 洋子 印

乙(契約者)

<住所>

<氏名> 印

法定代理人又は署名代行人

<住所>

<氏名> 印

乙との関係

署名代行の理由

丙(連帯保証人)

<住所>

<氏名> 印